



令和8年第2回区議会定例会記者会見参考資料

2026年6月2日（火）

目次

- 1 町会・自治会活性化への支援
- 2 令和8年8月8日 婚姻届をされる方をお祝いします
- 3 新宿東宝ビル西側区道におけるキッチンカーイベント
- 4 商店街の活性化と区民生活の応援に向けた取組
- 5 神楽坂の阿波踊りで子ども達が世界記録に挑戦！
- 6 不登校児童・生徒への支援体制のさらなる充実
- 7 ポイ捨て防止等の取組強化によるまち美化の更なる推進
- 8 高度防災都市化に向けた既存建築物等の安全化への取組
- 9 住宅宿泊事業の適正な運営に向けた国等への要望
- 10 損害保険ジャパン株式会社との包括連携協定の締結
- 11 「新宿区基本構想及び新宿区総合計画の議決に関する条例」について

町会・自治会活動の活性化を図るため、情報発信の重要な基盤である掲示板をマグネット式へ更新します。また、町会・自治会の役員や実務担当者による情報共有や意見交換の場となる交流会を開催します。

区設掲示板をマグネット式に一斉更新

町会・自治会に管理を委託している区設掲示板を従来の画びょう式のものから、マグネット式の画板に更新し、掲示作業時の安全性向上や作業時間の短縮を図ります。

対象掲示板の数 **767基** (全11地区)
令和8年9月～令和9年2月に順次更新



画びょうで貼付



ポスターの掲示・撤去に
手間がかかる

マグネット式
の画板に更新



マグネットで貼付



ポスターの掲示・差替え
が簡単

町会・自治会交流会の開催

町会・自治会の役員や実務担当者が、気軽に、日頃の活動を通じて感じている課題や取組の好事例を共有することで、今後の町会・自治会活動に役立つヒントが得られることを目的とした交流会を開催します。

開催概要(予定)

開催日 令和8年7月29日(水)
開催場所 戸塚地域センター
対象 役員・実務担当者等
定員 50名程度

好評につき
2回目の開催!



▲前回(令和7年度開催)の様子

内容

- 町会・自治会活性化の取組事例紹介
- ワークショップ(グループに分かれての意見交換)

令和8年8月8日、末広がりの「八」が並ぶ日にあわせて、婚姻届受領のため臨時窓口を開設します。新しい門出へのお祝いの気持ちを込めて、婚姻届をされた方へ記念品のプレゼント等を行います。

婚姻届をされた方へのお祝い

1 記念品をプレゼント(先着150組)

当日、婚姻届を提出された方へ「新宿逸品」に認定されている「Azalée」デザインの手ぬぐいを贈呈します。

区の地場産業である染色業及び印刷・製本関連業が共同で立ち上げた「Azalée(アザリー)プロジェクト」では、区の花「ツツジ」をモチーフにした「Azalée」デザインの商品を開発して、区内産業の発展とまちの活性化に取り組んでいます。

2 記念撮影用フォトスポット

当日限定の記念撮影用フォトスポットを設置します。

3 限定デザインの婚姻届受理証明書(有料) 希望者のみ

8月8日に婚姻届を提出された方へ限定デザインの婚姻届受理証明書を交付します。
※受理証明書の発行は後日となります。

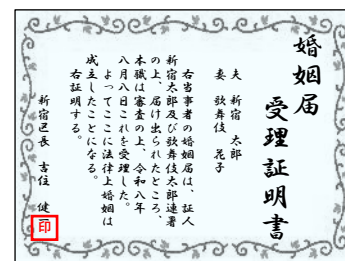
受理証明書(イメージ)▶

日 時 令和8年8月8日(土) 9時~17時
場 所 新宿区役所本庁舎1階 戸籍住民課
取扱事務 婚姻届など戸籍届書の受領のみ

※ 受理は翌開庁日の10日(月)以降となるため、受理証明書の発行は後日となります。



◀記念品「Azalée」デザインの手ぬぐい



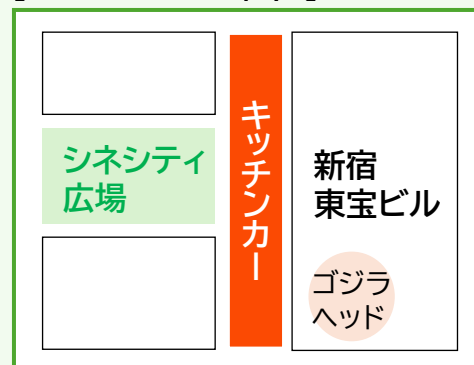
▲フォトスポット(イメージ)

新宿東宝ビル西側区道において、キッチンカーの設置を開始しました。国家戦略道路占用事業の適用区域である歌舞伎町シネシティ広場で実施している賑わいイベントの効果周辺区道へと波及させることで、歌舞伎町エリア全体の回遊性向上と、更なる賑わいの創出を目指していきます。



- 日時** 月5回程度 午後4時～午後10時
※不定期開催
- 場所** 新宿東宝ビル西側区道 区道21-210
- 内容** キッチンカーによるフード・ドリンク販売
カフェテーブルセットの設置
- 主催** 新宿区、一般社団法人歌舞伎町タウン・マネジメント

【キッチンカーの位置】



マルシェの実施などコンテンツの拡充を検討し、魅力ある空間づくりを進めていきます

(仮称) 歌舞伎町エリアマネジメント 基本方針の策定

歌舞伎町が目指す将来ビジョンを共有し、地区内事業者が主体的に地域課題の解決に取り組むため、基本方針の策定及び基本方針に基づくプロジェクトの検討を進めています

策定時期 令和8年秋頃



基本方針策定委員会の様子

物価高騰や中東情勢による区民生活への影響を踏まえ拡充

1冊10,000円で**13,000円分**使える！

商店街ハッピー商品券事業

令和7年度 令和8年度

20% → 30%

昨年度に引き続き、新宿区商店会連合会と連携した商品券事業を実施し、地域に根差した**商店街の活性化**を図るとともに、**区民生活を応援**します。



商品券(イメージ)

- 対象店舗** 商店会加盟店かつ新宿区商店会連合会加盟店
5,000店舗
- 商品券** 紙商品券(区内の全郵便局で販売)
共通券5,000円分:全ての店舗で利用可
応援券8,000円分:中小企業かつ店舗面積
1,000㎡未満の店舗で利用可
- 発行冊数** 15万冊
- 申込期間** 7月1日(水)~7月27日(月)
- 販売期間** 9月16日(水)~10月16日(金)
- 利用期間** 10月1日(木)~令和9年1月8日(金)



新たにミニフラッグ設置で
参加店舗がひと目でわかります

商品券取扱店舗掲出の
ミニフラッグ(イメージ)

今年の商品券事業は 商店街を訪れる全ての人を笑顔にする
“新キャラクター”が目印！ <次のスライドでご紹介します>

新宿区商店会連合会 公式キャラクター「はぴれん」誕生！

商店街の新たなシンボルとして、区内商店会の投票により選出されました。
商品券事業や各種イベントで効果的に活用し、親しみやすい商店街の魅力づくりを推進していきます。

はじめまして！はぴれんです。
商店会のハッピーを探してたら、新宿の商店会にハッピーがいっぱいあって新宿の街が好きになり暮らし始めたよ。

よろしくね

新宿区の形は「犬のように」見えるって知ってる？
はぴれんも新宿区が好きだから犬のように見えるキャラクターなのかも？

チャームポイントは、「7」の形に似ている耳♪
区内7つの商店街ブロックをイメージ

大好きな新宿の商店会で、お買い物したり、おさんぽしたりするのが大好き

背中のブチ模様は「新宿区の形」

ここに注目！

- 商店街ハッピー商品券事業のメインビジュアルに！新宿区商店会連合会のシンボルとして地域を盛り上げます
- 各商店会イベントでも活躍！区内商店会で統一感あるプロモーションを展開

～新宿の夏の風物詩～「神楽坂の阿波踊り」

神楽坂で阿波踊りが初めて開催されたのが1972年
半世紀を超えて続けてきた祭りは新宿の夏の風物詩!
ぜひ神楽坂の風情とともに、お楽しみください!

日時 7月24日(金) 19時～21時
7月25日(土) 18時～21時

場所 神楽坂通り

主催 神楽坂まつり実行委員会(神楽坂通り商店会・
本多横丁商店会・神楽坂仲通り商店会)・神楽坂商店街振興組合



注目

子ども達が 世界記録に挑戦

今年度の「子ども阿波踊り」は
参加人数の多さで世界記録を目指します!
日時 7月25日(土)18時～19時

応援よろしく
お願いします!

阿波踊りの様子(令和7年度)



子ども阿波踊りの様子(令和7年度)



子ども阿波踊りの練習の様子(令和7年度)



日常的に、不登校から学校に復帰する段階にある児童や不登校の兆候がみられる児童に対し、居場所づくり・学習支援を行うとともに、教員・スクールカウンセラー等と連携をしながら、相談支援を行う**校内教育支援センター支援員を、区立小学校に配置します。**



校内教育支援センターとは

教室には入れないけれど別室であれば登校できる児童が、安心して自己肯定感や充実感を感じられる居場所として学校内の教室等を活用した場所

支援員数 15名(区立小学校15校に各1名)

職務内容

- 校内教育支援センターに登校する児童に対する居場所づくり・学習支援
- 教員や専門家と連携した相談支援
- 校内教育支援センターに登校する児童の支援に必要な環境整備 など

令和8年度不登校児童・生徒への支援体制

不登校児童・生徒の状況	支援内容	対象	保護者への支援
在籍校の校舎に入ることができる	校内教育支援センター支援員の配置 【区立小学校15校 各校1名 計15名】(令和8年9月配置) 新規 【区立中学校全校 各校1名 計10名】(令和7年9月配置)	小中学生	家庭と子供の支援員の派遣
他校であれば登校することができる	チャレンジクラス【不登校対応校内分教室】	中学生	保護者等への相談支援体制構築事業 不登校生徒の保護者を対象とした相談支援や学習会の実施
自宅以外の場所に出ることができるが、学校施設への登校はできない	つくし教室【教育支援センター】	小中学生	
自宅以外の場所に出ることができるが、学校施設への登校はできない	学校・教育委員会・関係機関との連携	小中学生	児童・生徒の個々の状況に応じた支援を強化
その他	メンタルフレンド、図書館等を活用したアウトリーチ型支援等 不登校対応巡回教員の配置【区立中学校】	小中学生 中学生	

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例を改正し、「空き缶等」の定義を、実際にポイ捨てされているごみの種類に即した規定にするとともに、飼い犬のふんの適切な処理について区民等の責務に追加することにより、まち美化を推進します。

Point 1 ▶ ポイ捨てごみの定義の変更（10月1日改正予定）

国内外からの観光客を含む来街者が増加する中で、繁華街や駅周辺におけるごみの量は年々増加しています。特に、近年はポイ捨てごみの中に、食料の容器等が多く含まれていることから、条例で禁止しているポイ捨てごみの定義を変更します。

条例でポイ捨てを禁止している「空き缶等」の定義を改正

改正前の「空き缶等」の定義

飲料の缶・瓶その他の容器、たばこの吸い殻、ガムや紙くず

追加

食料の容器等

(弁当、菓子、カップ麺その他の食料を収納する容器、ストロー、割りばし、串等飲食に用いる用具)



ポイ捨てされているごみの様子

Point 2 ▶ 飼い犬のふんの適切な処理について（6月改正予定）

犬のふんの適切な処理を、**区民等の責務**として規定することにより、飼い主のマナーの向上を図ります。（公布の日施行）



条例改正後の取組

- ・関係団体等と協働して啓発キャンペーン等を実施。
- ・新宿観光振興協会、警察等と連携し、周知啓発、指導を実施。
- ・犬の飼い主に対しては、イベントや狂犬病予防注射のご案内などの機会を活用して周知啓発を行う。

大地震や大雨などの自然災害に備え、建築物の耐震化やアスベスト対策、ブロック塀等やがけ・擁壁の安全化に取り組めます。

1 建築物の耐震化を進めます！

令和8年4月より拡充！

近年の建築資材の高騰などによる改修工事費の負担感を軽減するため、非木造建築物の耐震診断、補強設計及び改修工事助成の面積単価を拡充しました！

※改修工事費助成については令和7年度から拡充

助成対象	建築物の種類	1㎡当たりの単価		
		変更前	変更後	
耐震診断 補強設計 ※	一戸建ての住宅	1,000円	2,290円	R8年度 拡充
	一戸建て以外の建築物	1,000円 ～2,000円	4,580円	
耐震改修 工事	住宅	34,100円	39,900円	R7年度 拡充
	マンション	50,200円 ～55,200円	51,700円 ～56,900円	
	その他建築物	51,200円 ～56,300円	57,000円 ～62,700円	

※助成額の算出方法…助成対象事業費(「実際に補強設計に要する費用」または「延べ面積×1㎡当たりの単価で算出した額」の低い方)×2/3以内の額(上限はいずれも200万円)

2 アスベスト対策を進めます！

令和8年4月より拡充！

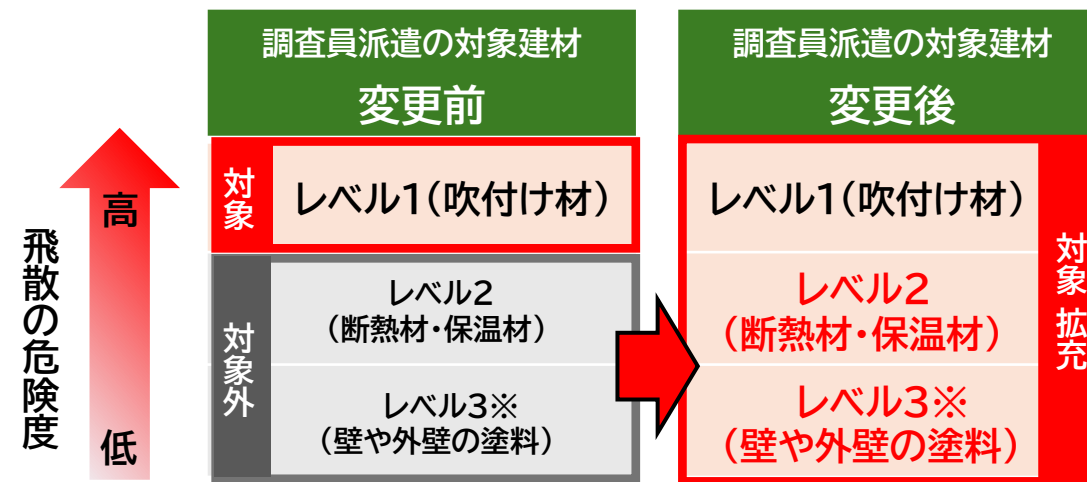
近年の法令改正や制度変更等を踏まえ、区が無料で調査員を派遣して実施するアスベスト含有調査の対象建材を拡充しました！



アスベスト含有調査

区が委託した調査員が対象建築物に直接訪問して、原則1か所採取し、分析調査します。

無料



- レベル3のうち、スレート板や石膏ボード等の成形板は対象外となります。
- 吹付け材が使用されている建築物は、吹付け材1か所、その他建材1か所です。

3 ブロック塀等の安全化を進めます！

令和8年6月より拡大

これまで、ブロック塀等の所有者に対する個別啓発やアドバイザー派遣、除去への助成拡充に取り組んできた結果、劣化や損傷が著しい塀や、通学路沿いの耐震性が特に十分でない塀の改善が進みました。今後は、安全化をさらに進めるため、個別啓発の対象を拡大します。

個別啓発の対象の拡大

- ①劣化や損傷が著しい塀
- ②通学路沿いの耐震性が特に十分でない塀
- ③一般道路沿いの耐震性が特に十分でない塀

157件

230件

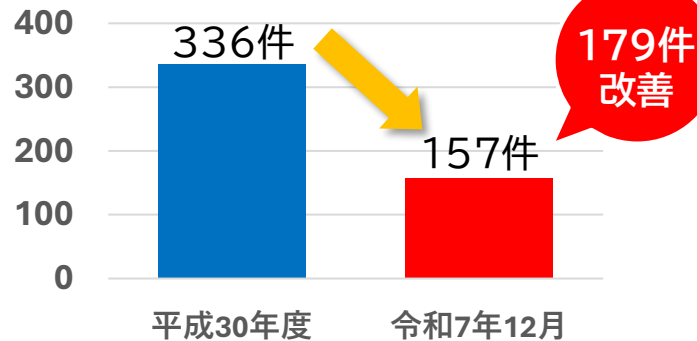
拡大

2か年にわたり個別啓発を実施予定

※幅員4m以上の通学路を除く一般の通行に供する道路が対象

これまでの実績

劣化や損傷が著しい塀及び通学路沿いの耐震性が特に十分でない塀の区内総数



4 擁壁及びびがけの安全化を進めます！

長雨や集中豪雨による土砂災害に注意！

擁壁及びびがけの所有者に対する安全化指導・啓発、専門技術者派遣、擁壁の築造工事に係る費用の一部を助成することで耐震化を促進しています。

安全化指導及び啓発

擁壁及びびがけの所有者に対し、大雨・台風の到来前に実施。

専門技術者の派遣 **無料**

築造工事・土砂災害対策工事の検討に向けた専門技術者派遣

築造工事費・土砂災害対策工事費助成

①築造工事費助成

対象 高さ1.5m以上の築造工事を行う予定で、工事前の状態が自然がけ・劣化が著しい擁壁等

助成率 助成対象工事費×2/3

助成額 【土砂災害警戒区域内】最大3,500万円
【土砂災害警戒区域外】最大1,500万円

②土砂災害対策工事費助成

対象 土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる対策工事

助成率 助成対象工事費×2/3

助成額 最大1,200万円



住宅宿泊事業法の施行から8年が経過し、新宿区における届出住宅数は、令和8年5月15日時点で3,748件と、依然として全国で最も多い件数となっています。区では違反を繰り返す悪質な事業者に対して厳しく対応していますが、ルールを守らない事業者が後を絶ちません。そこで、特別区長会において賛同した21区の区長で、法改正を含む住宅宿泊事業制度の適正化を早急に行うよう、国等に要望しました。

悪質な事業者への対応

違反事業者に業務改善命令を課し、これに従わない悪質な事業者に対して業務停止命令を実施し、そのうち違反を繰り返す事業者へ廃止命令を実施しました。

対象	住宅宿泊事業法で定める定期報告義務に違反した事業者	実績報告上の営業日数が、住宅宿泊事業法で認められている営業日数(180日)を超えている事業者
業務改善命令	53事業者100施設	47事業者59施設
業務停止命令	26事業者57施設	—
廃止命令	5事業者15施設	—

全国
最多

届出住宅数 $\frac{3,748 \text{件(新宿区)}}{40,745 \text{件(全国)}}$
(令和8年5月15日時点)

区に寄せられている主な相談

- 地域のごみ集積所に宿泊者が勝手にごみを捨てている。
- 夜中に宿泊者が騒いでいて迷惑だ。
- 標識が貼られていない。標識に記載されている電話番号に連絡してもつながらない。
- 平日の営業が禁止されているはずなのに曜日に関係なく宿泊者が出入りしている。

特別区長会有志21区長による住宅宿泊事業の適正な運営に向けた国等への要望

課題1 法18条に基づき条例で規制できる事項が限定的である

要望

▶ 区域と期間以外の事項についても、自治体が地域の実情に応じて柔軟に定めることができる規定を明文化すること

課題2 管理体制が不十分でも届出をすれば事業ができてしまう

要望

▶ 更新制を伴う許可制度に改めること。
▶ 住宅宿泊事業者は、国内に住所を有する者に限定すること

課題3 住宅宿泊管理業者の質が低下している

要望

▶ 住宅宿泊管理業者の登録要件の厳格化および指導監督の徹底が必要。
▶ 管理業務の再委託を禁止すること

課題4 仲介サイト上の違法民泊の掲載が後を絶たない

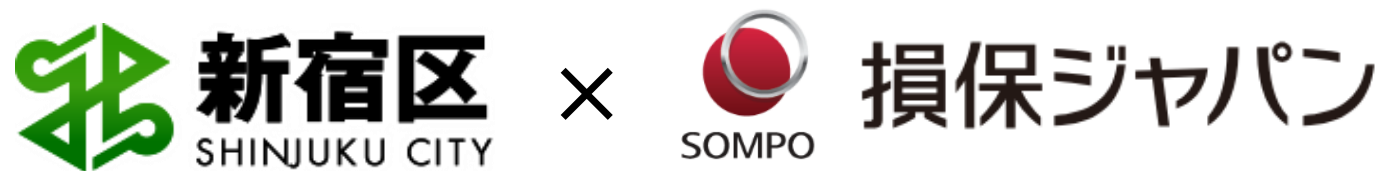
要望

▶ 仲介業者への指導監督を徹底すること
▶ 違法物件を掲載した住宅宿泊仲介業者に対する行政処分を厳格に適用すること

課題5 悪質な事業者を排除するための規定が不十分である

要望

▶ 無許可営業を行った者は欠格事由に該当するなどの実効性のある規定が必要



新宿区と損害保険ジャパン株式会社(本社:東京都新宿区)は、「包括連携に関する協定」を締結します。

締結日

令和8年6月2日

目的

これまで積み重ねてきた協力関係を一層強化し、幅広い分野において包括的な連携を推進することにより、地域課題の解決や地域の活性化を図り、地域社会の発展に寄与するため

これまでの連携事例

- 「帰宅困難者等一時滞在施設の提供に関する協定」(損保ジャパン本社ビル)の締結
- 小・中学生向け美術鑑賞教室の実施協力
- SOMPO美術館開館50周年事業との連携
 - －「モダンアートの街・新宿」展で新宿区民を対象にポストカードを無料配布
 - －ミュージアムショップで「新宿逸品(土産部門)」の販売



連携事項 及び 主な今後の取組(予定)

連携事項 1 安全・安心の推進に関すること

地域の防災イベントの協力

防災ジャパングッズを使用し、地域向け防災訓練や総合防災訓練など地域の防災イベントに協力



連携事項 2 未来を担う子どもの育成に関すること

職場体験・職場見学の受入れ

損害保険ジャパン本社ビルなどで児童・生徒の職場体験・職場見学の受入れを実施



損保ジャパン本社ビル

連携事項 3 高齢者等の支援に関すること

認知症施策・介護者支援事業への協力

認知症サポーターや介護者向けの講座等の実施協力



連携事項 4 文化・産業の振興に関すること

SOMPO美術館への招待

SOMPO美術館が開催する展覧会に区民を無料招待
(展覧会あたり30名程度)



中小企業向け経営セミナーの実施

区内中小企業・個人事業主を対象に、経営をサポートするセミナーの実施協力



連携事項 5 その他、地域課題の解決に関すること

交通安全のための普及啓発活動

自転車安全講習開催などを通じた交通安全の普及啓発への協力



令和10年度からスタートする新基本構想を、区民の代表機関である区議会の議決を経て策定するため、「新宿区総合計画の議決に関する条例」を改正し、議決事項に総合計画と合わせ、基本構想を位置づけます。

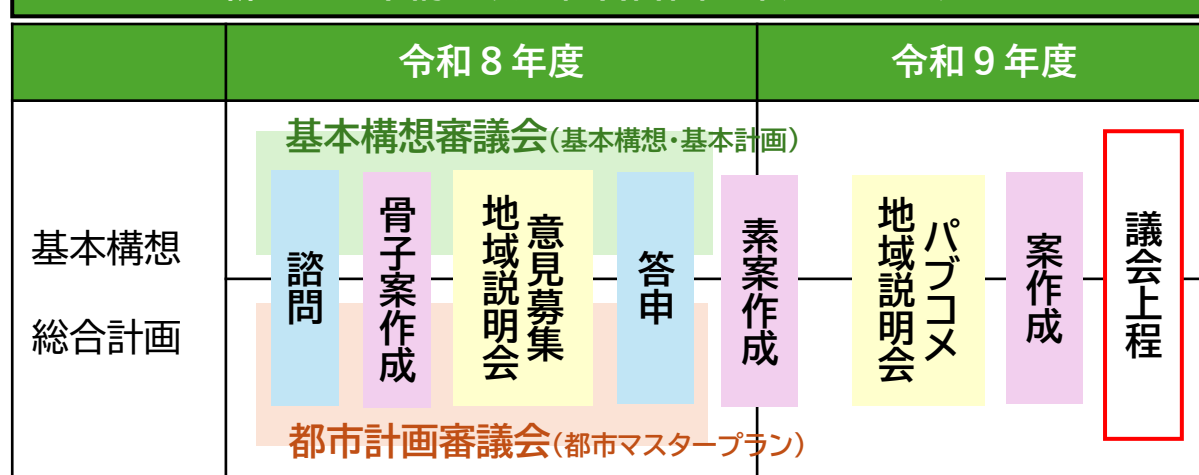
新たな基本構想及び総合計画の策定に向け
区民との議論の場を設けるとともに
様々な機会を捉え、多世代から広く意見をお聞きします！

【令和8年度の取組】

- ▶ 町会・自治会を対象としたアンケート（R8年2月以降実施済み）
- ▶ 既設審議会を対象としたアンケート（R8年3月以降実施済み）
- ▶ 区民等を対象としたアンケート（R8年4月以降実施済み）
対象 無作為抽出した18歳以上の区民2,000名
無作為抽出した小学4年生以上18歳未満の区民500名
インターネット調査を活用した在勤・在学者500名
- ▶ 区長と話そう～しんじゅくトーク（R8年5月から7月にかけて開催）
テーマ みなさんと一緒に考える”新宿の未来”
～これまでの新宿区基本構想・総合計画の取組を振り返って～
- ▶ 区民討議会（R8年6月27日・28日開催予定）
対象 無作為抽出した18歳以上の区民1,200名から参加申込のあった60名
- ▶ しんじゅく若者会議（R8年7月開催予定）
対象 小中学生20名・高校生15名
- ▶ 基本構想審議会（R8年7月からR9年2月にかけて開催予定）
- ▶ 地域説明会・意見募集（R8年11月以降実施予定）
基本構想及び総合計画骨子案について



新たな基本構想及び総合計画の策定までの流れ



※総合計画とは、「基本計画」と「都市マスタープラン」の性格をあわせもつ計画